

既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱

(制定) 令和4年5月26日付4環地地第40号
(改正) 令和4年6月13日付4環地地第102号
(改正) 令和4年8月8日付4環気家第38号
(改正) 令和5年1月11日付4環気家第183号
(改正) 令和5年3月30日付4環気家第305号
(改正) 令和6年3月7日付5環気家第408号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の既存住宅における断熱性能向上のために行う「既存住宅における省エネ改修促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の住宅(既存住宅に限る。)に高断熱窓、高断熱ドア、断熱材又は高断熱浴槽を設置する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項に掲げる設備の設置工事に係るリフォーム瑕疵保険等の加入に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 2 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない住宅をいう。
- 3 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。
- 4 高断熱窓 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。）又は脱炭素化産業成長促進対策費補助金（先進的窓リノベ事業に限る。）において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。
- 5 高断熱ドア 熱貫流率が $3.5\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であるドアをいう。
- 6 断熱材 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。
- 7 高断熱浴槽 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」又はこれと同等以上の性能を有する浴槽をいう。

- 8 リフォーム瑕疵保険等 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に基づき同法第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険をいう。
- 9 遮熱塗装 JIS K5602の規定による塗膜の日射反射率（近赤外域）が50%以上の遮熱塗料又はこれと同等以上の性能を有する遮熱塗料による塗装をいう。
- 10 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- 11 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- 12 リース事業者 リース等の契約に基づき、助成金の交付対象となる高断熱窓又は高断熱ドアのリースを行う者をいう。
- 13 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、公社が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- （1） 2（1）から（4）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する住宅の所有者又は管理組合
- （2） 前号に掲げる者に対し、助成対象設備に係るリース等の契約を締結したリース事業者（前号に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行うリース事業者に限る。）

2 助成対象

助成対象は、助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。

（1）高断熱窓

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。

（2）高断熱ドア

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。

（3）断熱材

- 一 未使用品であること。
- 二 都内の住宅（既存住宅に限る。）の壁、屋根、天井、床等に新規に設置されたものであること。

（4）高断熱浴槽

- 一 未使用品であること。

二 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。

(5) リフォーム瑕疵保険等

助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 助成対象設備の設置に係る材料費及び工事費（2の(3)に定める断熱材の設置に伴って、遮熱塗装を施工した場合、当該工事に係る材料費及び工事費を含めることができる。）
- (2) 2の(5)に定めるリフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 高断熱窓

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

- 一 1住戸当たり 1,000,000円
- 二 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額。なお、先進的窓リノベ事業の補助金を充当する場合は助成対象経費の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額とする。

(2) 高断熱ドア

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

- 一 1住戸当たり 160,000円
- 二 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額

(3) 断熱材

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

- 一 1住戸当たり 1,000,000円
- 二 国による補助金の交付を受ける場合にあつては、国の補助金交付額

(4) 高断熱浴槽

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、1住戸当たり95,000円を上限とする。

(5) リフォーム瑕疵保険等

助成金の交付額は、1契約当たり7,000円とする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の事前申込の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和4年度から令和11年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月26日付4環地地第40号）

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和4年6月13日付4環地地第102号）

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則（令和4年8月8日付4環気家第38号）

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

附 則（令和5年1月11日付4環気家第183号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱（令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定

から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日付4環気家第305号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、令和4年8月8日付4環気家第38号により改正した既存住宅における省エネ改修促進事業助成金実施要綱を適用する。
- 3 令和5年1月31日から同年3月31日までに交付要綱第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月7日付5環気家第408号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号)第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続(以下「旧助成金交付手続」という。)については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第3 13及び第6の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。